

スリナム政府は、7月2日から19日まで間の同国の渡航規制措置等を以下のとおり発表しました。

1 ワクチン完全接種者

ワクチン完全接種者は、渡航前の入国許可の取得は不要、また、義務的検疫措置の対象外となる。ワクチン接種証明書、PCR 検査陰性証明書及び有効な渡航書類の保持が必要。

2 ワクチン未接種及びワクチン不完全接種の出国者

出生国もしくは居住地、または国籍を有する国への渡航を条件に出国が可能となる。

3 ワクチン未接種及びワクチン不完全接種の入国者

保健省が定めた義務的検疫措置が課され、渡航には外務省の許可が必要となり、必要不可欠な目的または帰還目的に限り、渡航が可能となる。また、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性証明書の保持が必要となり、到着後は7日間、ホテルで検疫措置が課される。

4 フライトを許可する国及び条件

(1) 人及び貨物の出入国

オランダ、カリブ諸国、ガイアナ、仏領ギアナ、米国

(2) 貨物及び人の出国

ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国

(3) 完全制限

ハイチ

5 ガイアナ及び仏領ギアナからの必要不可欠な水上からの渡航は、水曜日と金曜日のみ許可される。

参考：

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。